

中小企業庁 予算・税制PR資料

利用シーン

■ 事業承継	
・ 事業承継(法人版)	1
・ 事業承継(個人版)	3
■ 設備投資	5
■ 小規模事業者支援	7
■ 軽減税率対策	8

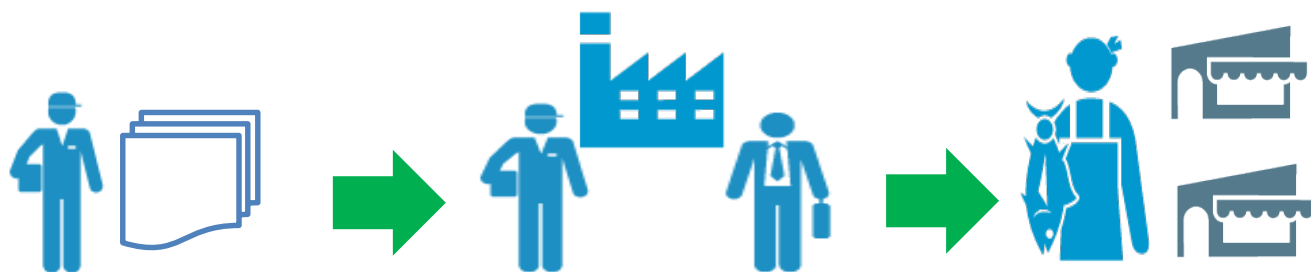
主要な補助金

■ ものづくり・商業・サービス補助金	10
■ 小規模事業者持続化補助金	11
■ IT導入補助金	12
■ 事業承継補助金	13

主要な税制

■ 平成31年度税制改正のポイント(中小企業・小規模事業者向け)	14
■ 個人版事業承継税制のポイント	15
■ 中小企業防災・減災投資促進税制のポイント	17
■ 平成31年度税制改正による中小企業向け設備投資関連税制	18

中小企業（法人）の事業承継を後押しします！



事業承継の準備

- ・事業引継ぎ支援センター
- ・事業引継ぎ支援データベース等

事業承継

- ・事業承継税制

新たな事業展開

- ・事業承継補助金

1 ポイント：承継時の株式に係る税負担がゼロになります！

10年限定で法人の事業承継税制が抜本的に拡充されました！
（平成30年度～）

➡申請件数がこれまでの**10倍**に迫る勢い

株式に係る**贈与税・相続税がゼロ**になります。

納税猶予割合が**100%**になります。

将来廃業した時などの売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し
承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

※経営環境の変化により株価が下落した場合等に適用されます。

親族外を含む**複数の株主から**

代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。

多様な事業承継が対象になります。

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

お問い合わせ先 **03-3501-5803**（中小企業庁財務課）

2 ポイント：後継者不在の事業者のマッチング支援！

会社・事業を譲りたい方 会社・事業を引き取りたい方 どちらも

事業引継ぎ支援データベースでの
全国大でのマッチングが可能です。

お問い合わせ先 **全国の事業引継ぎ支援センター**
URL <http://shoukei.smrj.go.jp/consultation/>

3 ポイント：事業承継後の新たな挑戦を支援！

事業承継補助金

事業承継を契機とした機械・設備購入、販路拡大等を支援します。

- ・製造機械・設備の購入
- ・専門家の人件費
- ・ホームページ・チラシの作成費
- ・店舗改装費 等

① 経営者交代タイプ[°]

補助上限額 **500万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します。

② 再編・統合タイプ[°]

補助上限額 **1,200万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します。

お問い合わせ先 **03-3501-5803** (中小企業庁財務課)

個人事業者の事業承継を後押しします！



・事業引継ぎ支援センター
・事業引継ぎ支援データベース等

・事業承継税制

・事業承継補助金

1 ポイント：承継時の事業用資産の税負担がゼロになります！

10年限定で、新しい事業承継税制が創設されます！

事業用資産に係る

贈与税・相続税がゼロになります。

納税猶予割合が**100%**になります。

以下の事業用資産が対象です。

・**土地・建物**

(土地は400㎡、建物は800㎡まで。)

・**工作機械・パワーショベル・給油機・冷蔵庫・診療機器**

など機械・器具備品

・**車両・運搬具**

・**乳牛、果樹**など生物

・**特許権**など無形償却資産 等

お問い合わせ先 **03-3501-5803** (中小企業庁財務課)

2 ポイント：後継者不在の事業者のマッチング支援！

会社・事業を譲りたい方

会社・事業を引き取りたい方 どちらも

事業引継ぎ支援データベースでの

全国大でのマッチングが可能です。

お問い合わせ先 全国の事業引継ぎ支援センター

URL <http://shoukei.smrj.go.jp/consultation/>

3 ポイント：事業承継後の新たな挑戦を支援！

事業承継補助金

事業承継を契機とした機械・設備購入、販路拡大等を支援します。

- ・製造機械・設備の購入
- ・専門家の人件費
- ・ホームページ・チラシの作成費
- ・店舗改装費 等

① 経営者交代タイプ

補助上限額 **500万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します。

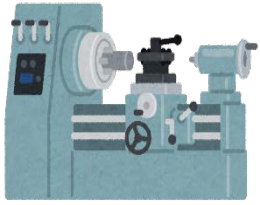
② 再編・統合タイプ

補助上限額 **1,200万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します。

お問い合わせ先 **03-3501-5803** (中小企業庁財務課)

中小企業の機械・設備購入・IT投資を支援します！



設備導入



生産性の向上



売上の増加

1 ポイント：今年もやります！

ものづくり・商業・サービス補助金

- ①新製品開発のための**製造機械の購入**
- ②**効率的な最新の加工機**等の購入
- ③**システム構築費用**などを支援します。

原則 補助上限額：一事業者あたり**1,000万円** 補助率：**1/2** または **2/3**

支援を受けた方の売上増加率は中小企業平均の**1.6倍**です。

お問い合わせ先 **03-3501-1816** (中小企業庁技術・経営革新課)

2 ポイント：固定資産税がゼロ！

固定資産税軽減の制度

「先端設備等導入計画」の認定を受けると市町村の判断により

新たに購入した機械設備の固定資産税を**3年間ゼロ**にできます。

お問い合わせ先 **設備を導入する市区町村**

3 ポイント：ITツール導入を支援します！

IT導入補助金

日々の経理を効率化する**会計ソフト**・顧客情報等を一元管理する**クラウドシステム**等のITツールの導入を支援します。

補助上限額：**450万円** 補助率：**1/2**

お問い合わせ先 **03-3580-3922** (商務・サービスGサービス政策課)

4 ポイント：研究開発や事業化に3年間で最大約1億円補助！

① 戦略的基盤技術高度化支援事業

公設試等と連携して行う世界トップシェアの獲得を目指すような
先進技術・独自技術等の開発を3年間で最大約1億円支援します。

お問い合わせ先 **03-3501-1816** (中小企業庁技術・経営革新課)

② 戦略分野における地域経済牽引事業支援事業

地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者と連携して行う、試作品開発等の事業化や**加工用機械・検査工具・専用ソフトウェア等の設備の購入**を支援します。

お問い合わせ先 **03-3501-0645** (地域G地域企業高度化推進課)

5 ポイント：機械導入の際に最大100%の即時償却！

① 中小企業経営強化税制

※経営力向上計画の認定が必要。

金属加工機械・冷蔵庫などの機械装置・器具備品等を取得する場合に
即時償却または最大**10%の税額控除**が適用されます。

② 中小企業投資促進税制

金属加工機械などの機械装置等を取得する場合に
30%の特別償却または最大**7%の税額控除**が適用されます。

③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

冷蔵庫などの器具備品等を取得する場合に
30%の特別償却または最大**7%の税額控除**が適用されます。

お問い合わせ先 **03-6281-9821** (中小企業税制サポートセンター)

④ 地域未来投資促進税制

※計画の認定が必要。

金属加工機械などの機械装置等を取得する場合に最大**50%の特別償却**または**5%の税額控除**、**工場の新設**などの建物等を取得する場合に**20%の特別償却**または**2%の税額控除**が適用されます。

お問い合わせ先 **03-3501-0645** (地域G地域企業高度化推進課)

⑤ 中小企業防災・減災投資促進税制

※計画の認定が必要。

防災・減災設備を取得する場合に**20%の特別償却**が適用されます。

お問い合わせ先 **03-3501-1765** (中小企業庁企画課)

小規模事業者を支援します！

かわいい外観へ



看板等の改善



新たな客層の獲得

売上アップ°



売上の増加

1 ポイント：販路開拓に50万円の補助金！

小規模事業者持続化補助金 補助上限額**50万円** 補助率**2/3**

看板作成、HP作成、チラシ作成等の販路開拓の取組みを支援します。

※採択企業のうち**96%の事業者の売上が増加**しています。

お問い合わせ先 **お近くの商工会・商工会議所**

2 ポイント：無担保・無保証人で融資！

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

貸限度額**2,000万円**

お問い合わせ先 **0120-154-505**（日本政策金融公庫）

3 ポイント：いざという時に備えて！

小規模企業共済

掛け金が**全額所得控除**になり、将来的には積立金は**退職金**となります。

（例）課税平均所得金額が400万円、月々3万円の掛け金を15年間納付した場合

合計約**200万円**もお得に

倒産防止共済

取引先が倒産して売掛金債権等の回収が困難な場合、掛金の10倍の範囲内で

最高8,000万円まで、無担保・無保証人で貸付が受けられます。

お問い合わせ先 **050-5541-7171**（共済相談室）

消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第2版】

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限まで
残り1年を切りました！！

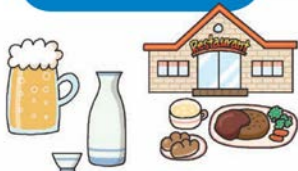
レジや受発注システムを導入・改修する方への
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで
0120-398-111 (通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率

標準税率10%



軽減税率8%



POSレジ



メカレジ



モバイル
POSレジ



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは
こちら！



1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>

対象者：軽減税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（※）

※ 旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。（平成31年1月1日から適用）

補助率：原則 3 / 4（※①、②）

※① 3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5 補助

※② 平成31年1月1日から適用

補助上限：1台あたり20万円（※③）、券売機40万円（※④）

※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：3 / 4（※ 平成31年1月1日から適用）

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

150万円（※請求書管理システム）

※ 平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。

完了期限：2019年9月30日まで

※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

ものづくり・商業・サービス補助金

新製品開発のための**製造機械の購入**や効率的な**最新の加工機**等の購入や**システム構築費用**などを支援し、中小企業の生産性向上を図ります。

1 対象事業者

中小企業・小規模事業者等※（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。）

※一定の要件を満たすNPO法人も申請対象

2 補助額、補助率

	上限額※1	補助率
一般型	1000万円	1 / 2※2
小規模型	500万円	小規模事業者 2 / 3 その他事業者 1 / 2※2
企業間データ活用型	2000万円/者※3	1 / 2※2
地域経済牽引型	1000万円/者	1 / 2※4

※1 専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

※3 連携体は10者まで（200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能）

※4 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3 今後の予定

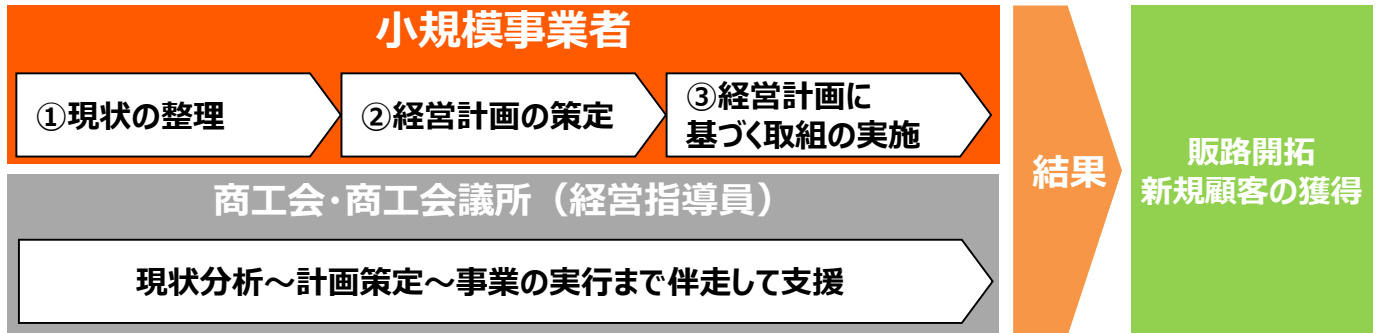
事務局が決まり次第、事務局ホームページ、中小企業庁ホームページに掲載予定です。

お問い合わせ先：03-3501-1816
中小企業庁経営支援部技術・経営革新課

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、**商工会・商工会議所**と一体となって**経営計画を作成し、取り組む販路開拓（例：看板作成、HP作成、チラシ作成）**等を支援します。
「**持続化補助金**」の採択企業のうち**96%の事業者の売上が増加**しています。

1 事業の流れ



2 補助率等

補助率：2 / 3

補助上限額：50万円

500万円（複数の事業者が連携した共同事業）

※（50万円 × 事業者数）

3 補助対象例

販路拡大に資する取組を支援します。

例えば、**HP作成・看板・チラシ作成・移動販売車・内装の改装**などに使えます。

4 お申し込み先

お近くの商工会・商工会議所へおたずねください。

※お近くの商工会・商工会議所は、商工会検索サイト・商工会議所検索サイトでご確認いただくか、全国商工会連合会・日本商工会議所にお電話で問い合わせください。

全国商工会連合会 電話：03-6268-0088

検索サイト http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

日本商工会議所 電話：03-3283-7823

検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

IT導入補助金

日々の経理を効率化する**会計ソフト**・顧客情報等を一元管理する**クラウドシステム**等のITツールの導入を支援します。

1 対象事業者

中小企業、小規模事業者（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）。

2 補助額、補助率

上限額	下限額	補助率
450万円	40万円	1/2

3 補助対象のITツール

HPに登録、公開されているITツールが対象です。※ハードは対象外
例えば

日々の経理を効率化する**会計ソフト**
顧客情報等を一元管理する**クラウドシステム**
職員間の**コミュニケーション・システム**
飲食店のセルフオーダーシステム の導入・設定費用等が含まれます。

4 申請方法

ITツールや、国の補助金申請等の手続きに詳しくない方でも、本事業で登録された**IT導入支援事業者**が、**ITツールの説明、申請・導入・運用方法等のサポート**を行います。

5 今後の予定

詳細は調整中ですが、決定次第、経済産業省ホームページや、補助金ホームページに掲載いたします。

お問い合わせ先：**03-3580-3922**

経済産業省商務・サービスグループ サービス政策課

事業承継補助金

事業承継・M&Aをきっかけに、
新しいチャレンジを行う事業者を応援します！！

1 最大1200万円の補助金が受けられます。

事業承継、M&Aをきっかけとして、新しいチャレンジを行う事業者に、
その取組にかかる経費を最大**1,200万円**まで補助します。

2 新しいチャレンジを幅広く支援します。

事業承継後に行うチャレンジが幅広く対象となります。

<対象経費>

人件費、店舗等借入費、設備費、申請書類作成費用、知的財産権等関連経費、原材料費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料、外注費、委託費、在庫処分費、解体費及び処分費、移転・移設費

3 2つのタイプで補助を行います。

I型 経営者交代タイプ

補助上限額：200万円（事業転換を伴う場合は500万円）
補助率：2/3、1/2

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します。

<先代経営者>



<後継者>



対象となる承継の類型

親族内承継

外部人材招聘など

例) 精密プラスチック工場を経営していた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。息子は、先代が培った技術と新たに導入した機械設備を活かして、新製品の開発による医療機器分野への進出を図る。

II型 M&Aタイプ

補助上限額：600万円（事業転換を伴う場合は1,200万円）
補助率：2/3、1/2

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します。

(例：合併の場合)

A社



B社



A+B社



対象となる承継の類型

合併

会社分割

事業譲渡

株式交換・株式移転

株式譲渡など

例) 同じ印刷業を営みながらも異なる生産過程に強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たに個人顧客の小口注文への対応を強化し、新規顧客獲得を図る。

お問い合わせ先：03-3501-5803 中小企業庁財務課

平成31年度税制改正のポイント

(中小企業・小規模事業者向け)

1. 個人版事業承継税制を創設します

- ▶ 個人事業者の集中的な事業承継を促すため、10年間限定で、贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設します。

【制度の概要】

- ・適切な資産区分について、青色申告書を参考とした承継円滑化法の認定を得た事業者のみが対象。
- ・土地、建物、機械・器具备品等の承継に係る贈与税・相続税の100%納税猶予制度の創設により、事業承継時の支払負担をゼロにします。
- ・既存の事業用小規模宅地特例との選択性です。

2. M&Aによる事業承継に取り組む中小企業を支援します

- ▶ 法認定を受けた事業承継ファンドの出資を受け、事業承継に取り組む中小企業が中小企業向けの設備投資関連税制を適用できるようにします。

3. 災害への事前対策強化のための支援制度を創設します

- ▶ 災害への事前対策を強化するため、防災・減災設備を取得した場合、特別償却(20%)を可能とする「中小企業防災・減災投資促進税制」を創設します。

4. 生産性向上に向けた設備投資を支援します

- ▶ 特別償却(30%)又は税額控除(7%)を受けられる中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年間延長します。
- ▶ 中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資を行った場合、即時償却又は税額控除(10%)を受けられる中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長します。併せて、働き方改革に資する設備も適用対象であることを明確化します。

5. 中小企業の経営基盤強化、研究開発を支援します

- ▶ 中小企業に適用される軽減税率(法人税を所得800万円まで、19%から15%に軽減)の適用期限を2年間延長します。
- ▶ 試験研究費の一定割合を税額控除可能とする中小企業技術基盤強化税制の適用期限を2年間延長します。

個人版事業承継税制のポイント

平成31年度税制改正において、個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する、新しい制度が創設されます。

1 後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

納税額の全額（**100%**）が納税猶予されます。

2 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで。）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等） 等

【工作機械】



【診療機器】



3 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、**早め早めの事業承継の準備**を応援します。

4 10年間の時限措置です。

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

【注1】制度を活用するためには、

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

個人と法人の事業承継税制

個人版事業承継税制（※）

法人版事業承継税制

相続税・贈与税の
納税猶予制度

税制

相続税・贈与税の
納税猶予制度

10年間の時限措置
(平成31年～)

期間

10年間の時限措置
(平成30年～)

100%

猶予割合

100%

土地、建物、機械・器具備品等

対象資産

非上場株式

・承継円滑化法に基づく認定
・事業継続要件

要件

・承継円滑化法に基づく認定
・事業継続要件

※小規模宅地特例との選択制

法人の事業承継税制の抜本拡充（平成30年度実施済み）

1 経営環境変化に対応した減免制度の導入

改正前

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。

現在

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大

改正前

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。

現在

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。

3 雇用要件の抜本的見直し

改正前

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。

現在

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

4 対象者の制限を大幅に緩和

改正前

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。

現在

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。

※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用。

中小企業防災・減災投資促進税制のポイント

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得した場合に、特別償却を可能とする、新しい制度を創設。

1 計画の認定が必要です

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が対象となります。

2 防災・減災設備が対象です

災害への事前対策を強化するために取得する防災・減災設備が対象となります。

＜対象設備＞

- ・機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ・器具・備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛生電話 等
- ・建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

3 取得価額の20%の特別償却が受けられます

対象設備への投資に対する特別償却（20%）が適用可能です。

※適用期限は平成32年度末までです。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①「計画」策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

適用例

- 水害からの早期復旧を果たすため、止水板、排水ポンプなどの設備を導入。
- 地震発生時にサーバがダウンしないよう、制震ラックや非常用発電機を導入。



平成31年度税制改正による 中小企業向け設備投資関連税制

生産性向上に向けた設備投資を促すため、**即時・特別償却又は税額控除**を可能とする税制措置を**2年間延長**します。また、新たに、災害への事前対策を強化するため「**中小企業防災・減災投資促進税制**」を創設します。

計画認定を受けて経営力向上のための設備投資に取り組む場合

① 中小企業経営強化税制（経営力向上計画の認定が必要）

生産性を高める設備投資を支援し、稼ぐ力を向上させる取組を支援します。

※働き方改革に関連する設備についても適用対象であることを明確化します。

【対象設備】機械装置、ソフトウェア、工具、器具備品、建物附属設備

⇒**即時償却又は10%の税額控除**

資本金3,000万円超1億円以下の法人は税額控除7%

計画認定を受けた場合、補助金採択における加点対象となる場合があります。詳しくは公募要領をご確認ください。

機械装置等の生産性を高めるための設備投資に取り組む場合

② 中小企業投資促進税制

生産性を高める設備投資を支援します。

【対象設備】機械装置、ソフトウェア、測定工具・検査工具等

⇒**取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除**

資本金3,000万円超1億円以下の法人は30%の特別償却のみ適用可能（税額控除は適用不可）

店舗の魅力改善や業務改善のための器具・備品等の設備投資に取り組む場合

③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（アドバイス機関の指導書類が必要）

商業・サービス業などを営む中小企業の設備投資と経営改善を支援します。

【対象設備】器具備品、建物附属設備

⇒**取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除**

資本金3,000万円超1億円以下の法人は30%の特別償却のみ適用可能（税額控除は適用不可）

攻めの設備投資を実現するための設備投資関連税制の全体像

設備の種類	ソフトウェア	工具	機械装置	器具備品	建物附属設備
支援措置	① 中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒ 延長・強化			生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資	
	② 中小企業投資促進税制 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ⇒ 延長			③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ⇒ 延長	

※は資本金3,000万円超1億円以下の法人。対象設備については制度ごとに取得価額の要件があります。

災害への事前対策強化のための設備投資に取り組む場合

④ 中小企業防災・減災投資促進税制【新設】（計画の認定が必要）

災害への事前対策を強化するための取組を支援します。

【対象設備】防災・減災に資する機械装置、器具備品、建物附属設備

⇒**取得価額の20%の特別償却**

税制に関する問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821（平日9:30-17:00）